平成２７年（フ）第３８０号
熊本市中央区坪井１丁目１番15―408号　朝日プラザ坪井１
債務者　岩本　正明
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３８７号
熊本市中央区坪井６丁目24番16号
債務者　福田　　智
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０４号
宮崎市大淀２丁目５番６号　コーポコスモス203号
債務者　竹熊　里美
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２１１号
宮崎市大和町134番地１　永田アパート202号
債務者　関屋　知子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６３号
宮崎県小林市細野2263番地２　ブラゾス一本杉南102
債務者　大丸　裕司
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第４５号
宮崎県延岡市出北１丁目28番20―202号　モリオハイツ
債務者　関　　誠
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第４６号
宮崎県延岡市出北１丁目28番20―202号　モリオハイツ
債務者　関　　麻依
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第４１号
長野県駒ヶ根市赤穂12397番地
債務者　矢澤　秀宗
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第５２０号
神戸市垂水区福田３丁目４番23―401号
債務者　西村　秀満
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２１号
神戸市垂水区福田３丁目４番23―401号
債務者　西村　裕子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２６号
青森市佃１丁目23番10号　コーポサクラヰ203号
債務者　田邉　貴子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
青森市赤坂１丁目33番８号　県営住宅21―１―２
債務者　小山　　透
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
青森市花園１丁目24番５号
債務者　柿崎　洋子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
神奈川県伊勢原市八幡台１丁目６番地の３公926号
債務者　飯塚みよ子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２５８号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1928番地
債務者　澤田とみ江
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２７６号
神奈川県南足柄市塚原2924番地４
債務者　小室　親一
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２８０号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２丁目12番地の15　土肥ハイツ101
債務者　中山　　勝
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部